

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長

埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領の一部改正について（参考送付）

埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（以下、「取扱い要領」という。）については、平成25年2月20日付け建管第985号（平成25年3月19日建管第1061号一部改正）により定め、当面の間、その適正な運用をお願いしてきたところですが、平成26年2月3日付け国土建第272号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

については、取扱い要領を下記のとおり一部改正したので参考に送付します。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成25年10月9日付け建管第601号）は、廃止します。

併せて、貴団体における会員各位に周知下さるようお願いいたします。

## 記

「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の一部改正

### ①改正箇所

- ・ 第3条（専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事）
- ・ 第4条（工事現場の相互の間隔）

### ②改正概要

- ・ 第3条第1項及び第4条で定める工事現場の相互の間隔について、5kmから10kmに拡大。
- ・ 第3条第1項で定める施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含むことを第3項として追加。

### ③適用年月日

- ・ 平成26年2月20日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用します。

※改正された要領は、建設管理課ホームページ（技術管理例規集）にて閲覧できます。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-gi\\_jutu-reikisyu.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-gi_jutu-reikisyu.html)

担当：県土整備部建設管理課

技術管理担当 吉村、坂田、大竹

電話 048-830-5201

建築技術・積算担当 祝

電話 048-830-5191